

2018年5月14日

各 位

会社名 株式会社だいこう証券ビジネス
 代表者名 代表取締役社長 御園生 悦夫
 (コード：8692 東証第一部)
 問合せ先 執行役員総合企画部長 大 矢 光 一
 (電話番号 03-5665-3137)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年6月20日開催予定の第62期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第41条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第42条（剰余金の配当の基準日）につき、所要の変更を行うとともに、本変更により一部内容が重複することとなる現行定款第7条（自己の株式の取得）および同第43条（中間配当）を削除するものであります。
- (3) 上記各変更に伴う条数および号数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(12) 〈条文省略〉 〈新 設〉 (13)～(16) 〈条文省略〉	(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(12) 〈現行どおり〉 (13) <u>株主名簿の管理およびその他の株式事務の代理</u> (14)～(17) 〈現行どおり〉
第3条～第6条 〈条文省略〉	第3条～第6条 〈現行どおり〉
<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定</u>	〈削 除〉

現 行 定 款	変 更 案
により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
<p>第8条～第41条〈条文省略〉 〈新 設〉</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 〈新 設〉</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第44条 〈条文省略〉</p>	<p>第7条～第40条〈現行どおり〉 (剰余金の配当等の決定機関) 第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>〈削 除〉</p> <p>第43条 〈現行どおり〉</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年6月20日
定款変更の効力発生日	2018年6月20日

以 上